

令和 6 年度第 2 回
堺市都市計画審議会

議 案 書

令和 6 年度 第 2 回

堺市都市計画審議会付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
1 9 2	南部大阪都市計画道路の変更について（市決定）	市	2
1 9 3	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）	市	5
1 9 4	建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づくその他の処理施設 （一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）について	－	9

議 第 1 9 2 号
堺 都 計 第 3 9 8 号
令和6年11月19日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更(堺市決定)

1.都市計画道路中、7・7・201-8 号 南海本線附属街路西 5 号線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
区 画 街 路	7・7・ 201-8	南海本線 附属街路 西 5 号線	堺市西区 浜寺諏訪 森町西二 丁地内	堺市西区 浜寺公園 町二丁地 内	堺市西区浜 寺諏訪森町 西四丁地内	約 1,070m	地表式	—	6m	幹線街路と 平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中、7・7・201-9 号 南海本線附属街路西 6 号線を廃止する。

理 由

南海本線と交差している阪堺線について、南海本線連続立体交差事業の推進に向けて関係機関と協議を行った結果、南海本線の西側から東側の位置に移設することとなった。それに伴い、南海本線附属街路の円滑な交通動線の確保が可能となるため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

議 第 1 9 3 号
堺 都 計 第 7 4 1 号
令和 6 年 1 1 月 1 9 日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法
第 1 9 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(堺市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面積	備考	図面番号
第 208 号生産緑地地区	堺市北区金岡町地内	約0.09 ha	区域変更	1 / 29
第 210 号生産緑地地区	堺市北区金岡町地内	約0.46 ha	区域変更	2 / 29
第 235 号生産緑地地区	堺市東区野尻町及び東区日置荘西町4丁地内	約0.19 ha	区域変更	3 / 29
第 238 号生産緑地地区	堺市東区日置荘西町4丁地内	約0.17 ha	区域変更	3 / 29
第 256 号生産緑地地区	堺市西区浜寺南町3丁地内	—	廃止	4 / 29
第 258 号生産緑地地区	堺市西区鳳中町10丁地内	約0.11 ha	区域変更	4 / 29
第 272 号生産緑地地区	堺市西区鳳北町7丁地内	約0.11 ha	区域変更	5 / 29
第 391 号生産緑地地区	堺市東区日置荘西町7丁地内	—	廃止	6 / 29
第 465 号生産緑地地区	堺市中区八田寺町地内	—	廃止	7 / 29
第 513 号生産緑地地区	堺市中区八田南之町地内	約0.48 ha	区域変更	8 / 29
第 526 号生産緑地地区	堺市中区東山地内	約0.69 ha	区域変更	9 / 29
第 542 号生産緑地地区	堺市中区陶器北地内	約0.08 ha	区域変更	10 / 29
第 582 号生産緑地地区	堺市東区草尾地内	約0.10 ha	区域変更	11 / 29
第 585 号生産緑地地区	堺市東区西野地内	約0.36 ha	区域変更	12 / 29
第 586 号生産緑地地区	堺市中区陶器北地内	約0.35 ha	区域変更	13 / 29
第 600 号生産緑地地区	堺市東区西野地内	—	廃止	14 / 29
第 610 号生産緑地地区	堺市東区北野田地内	—	廃止	15 / 29
第 707 号生産緑地地区	堺市東区大美野地内	—	廃止	16 / 29
第 772 号生産緑地地区	堺市東区石原町2丁地内	—	廃止	17 / 29
第 773 号生産緑地地区	堺市東区八下町2丁地内	約0.05 ha	区域変更	18 / 29
第 813 号生産緑地地区	堺市中区土師町4丁地内	—	廃止	19 / 29
第 874 号生産緑地地区	堺市中区東山地内	—	廃止	20 / 29
第 927 号生産緑地地区	堺市中区平井及び中区東山地内	—	廃止	20 / 29
第 977 号生産緑地地区	堺市中区土塔町地内	—	廃止	21 / 29
第 983 号生産緑地地区	堺市美原区真福寺地内	約0.20 ha	区域変更	22 / 29
第 991 号生産緑地地区	堺市美原区北余部地内	約0.32 ha	区域変更	23 / 29
第 1004 号生産緑地地区	堺市美原区南余部及び美原区阿弥地内	約1.16 ha	区域変更	24 / 29
第 1010 号生産緑地地区	堺市美原区小平尾地内	約0.11 ha	区域変更	25 / 29
第 1064 号生産緑地地区	堺市中区東山地内	—	廃止	20 / 29
第 1156 号生産緑地地区	堺市美原区阿弥地内	約0.20 ha	区域変更	26 / 29
第 1177 号生産緑地地区	堺市中区深阪5丁地内	約0.17 ha	区域変更	27 / 29
第 1217 号生産緑地地区	堺市中区土塔町地内	—	廃止	19 / 29
第 1232 号生産緑地地区	堺市北区金岡町地内	約0.17 ha	追加	2 / 29
第 1233 号生産緑地地区	堺市北区金岡町地内	約0.65 ha	追加	2 / 29
第 1234 号生産緑地地区	堺市中区東山地内	約0.06 ha	追加	9 / 29

名 称	位 置	面積	備考	図面番号
第 1235 号生産緑地地区	堺市東区西野地内	約0.12 ha	追加	12 / 29
第 1236 号生産緑地地区	堺市中心区陶器北地内	約0.04 ha	追加	13 / 29
第 1237 号生産緑地地区	堺市美原区北余部地内	約0.05 ha	追加	23 / 29
第 1238 号生産緑地地区	堺市中心区平井地内	約0.04 ha	追加	28 / 29
第 1239 号生産緑地地区	堺市東区日置荘北町3丁地内	約0.07 ha	追加	29 / 29
小 計		約6.60 ha		
第2号生産緑地地区 他749地区		約125.18 ha	変更なし	
合 計	777地区	約131.78 ha		

「位置及び区域は参考図表示のとおり」

理 由

本市の市街化区域内の優れた環境機能及び防災機能等を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地を追加するとともに、生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限が解除された生産緑地及び公共施設等が設置された生産緑地を廃止するため、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

議 第 1 9 4 号
堺建安第D－2 2 号
令和6年1 1 月1 9 日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

特 定 行 政 庁
堺市長 永藤 英機

建築基準法第5 1 条ただし書の規定に基づく
その他の処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）について（付議）

標記について、建築基準法第5 1 条ただし書の規定により、次のように審議会
に付議します。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく
その他の処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）について

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位 置	面 積
一般廃棄物処理施設 及び 産業廃棄物処理施設	堺市西区築港新町3丁 54番1の一部	32,555.68㎡

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設を設置するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、周辺環境への影響等を鑑みて妥当と考えられるため、本案のとおり許可しようとするものである。